

独立行政法人日本学生支援機構奨学金事業における  
保証制度の在り方に関する有識者会議 運営規則（案）

独立行政法人日本学生支援機構奨学金事業における保証制度の在り方に関する有識者会議の運営に関する規則を次のように定める。

（趣旨）

第 1 条 独立行政法人日本学生支援機構奨学金事業における保証制度の在り方に関する有識者会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項は、会議の設置に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（会議の公開）

第 2 条 会議は、原則として非公開とする。

（会議資料の取扱い）

第 3 条 会議において配付した資料は、原則として文部科学省ホームページにおいて公開するものとする。ただし、奨学金の貸与を受ける者及び返還者等の心理的負担につながる恐れがあるもの、並びに、会議の運営に支障が生じ得る情報等を含むものについては、座長が会議に諮って、当該資料を非公開とすることができる。

（議事要旨の作成）

第 4 条 事務局は、会議の議事要旨を作成し、原則としてこれを文部科学省ホームページにおいて公開するものとする。

附 則

この規則は、会議の決定の日（2019年3月18日）から施行する。